

6 留意事項に対する履行状況等

区 分	留 意 事 項	履 行 状 況	未履行事項について の実施計画
<p>認 可 時 (平成23年10月)</p>	<p>・設置の趣旨・目的等が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、開設時から4年制大学にふさわしい教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。</p> <p>・入学者選抜の方法について、「高等学校新卒者に関しては、スポーツ活動の実績、リーダー経験、将来性等を重視」とあるが、これらの素養は高等学校新卒者だけでなく、社会人学生も含め受け入れる学生すべてに必要な素養であると考えられることから、高等学校新卒者以外の学生についても同様にスポーツ活動の実績等を選抜時の判断項目とすること。併せて、「スポーツ活動の実績、リーダー経験等」を、どのような基準に基づき判断するのか明確にした上で、適切に選抜を行うこと。</p> <p>・面接授業の時間割が過密であると見受けられることから、授業科目の質の保証や内容の充実を図り、学生や教員に配慮した時間割となるよう授業計画を再検討し、その計画を着実に実行すること。</p> <p>・レポートの提出が集中する時期の教員や支援スタッフ等の負担に配慮し、適切な人員の配置に努めること。</p>	<p>認可申請通りの科目を設定し、専任教員の逝去による未公開科目（2科目）を除いて、全て開講し、設置計画を履行するよう努めている。</p> <p>全専任教員による初学教育（4月16日～5月11日）を実施中であり、その中で、設置の趣旨・目的等の確認と学生への伝達、通信教育に必要な基礎知識の教育を行っている。また、受講できなかった学生に対しては、各講座の要旨を配布、又、一部科目では映像視聴により、教育内容の漏れがないように務めている。</p> <p>大学にふさわしい教育及び研究活動を行うよう、運営委員会、教務委員会を中心に、各委員会において専任教員が努力している。（24）</p> <p>入学者選抜では、高等学校新卒者に加えて、高等学校新卒者以外の学生についても、スポーツ活動の実績等を選抜時の判断項目とした。</p> <p>入学者選抜における判断項目である「スポーツ活動の実績、リーダー経験等」は、「仕事への熱意」「キャリア設計での成功イメージの強さ」「言葉遣い、行動、身だしなみ」「コミュニケーション能力」「社会における活動実績」「本学での学習計画」の6項目であり、これらをそれぞれ5段階評価し、その合計点（30点満点）により評定した。（24）</p> <p>集中スクーリングでは、同一科目の一日あたりのコマ数上限を4コマとして、時間割が過密になることのないよう考慮し、授業科目の質の保証や内容の充実を図る。（24）</p> <p>設置申請の通り、科目を担当する教員の他、添削指導員、授業アシスタント、教育アドバイザーを十分に配置し、連携し、レポート添削、評価業務を円滑に行う。（24）</p>	

・ウイクリーミーティングの決定を後日理事会の決定とみなす取り扱いをしていることから、今後、適切な理事会の運営に努めること。

・理事、監事、評議員の選任方法に誤りがあることから、寄附行為の規定に基づき適切に行うこと。

・理事会、評議員会の運営に関し、以下の事項について適切に行うこと。

[予算及び寄附行為変更に関する理事会、評議員会の開催順序]

ウイクリーミーティングでの決定を理事会の決定とみなすことはしない。理事会はウイクリーミーティングとは別個に行なっている。(24)

学園の役員、評議員の任期満了に伴う新役員及び新評議員の選任に関して実施した平成22年度第2回理事会(22.4.26)において議決した3議案のうち、監事選出及び評議員8名の推薦に関する議案は、寄附行為では、先ず、理事会において審議、議決し、その後、同議案案件について評議員会においてそれぞれ同意、選任する必要があった。

しかるに、当該議案については、当学園会議開催の事務担当者の錯誤で、平成22年度第2回理事会を評議員会の後に実施しており、理事会と評議員会の審議の順序が逆で、監事選出、評議員推薦の方法に誤りがあった。

この件については、私立学校法第38条「役員の選任」及び同条第44条「評議員の選任」並びに、学園寄附行為第7条「監事の選任」及び同23条「評議員の選任」の規定に反する事である。以後はこのような誤りを起こさないよう法規、規定を遵守し、適切な理事会、評議員会の運営に努める。(24)

平成22年度第14回理事会及び平成22年度第11回評議員会(23.3.10)の理事会と評議員会の開催順序が逆になっていた。

事業計画及び予算については、あらかじめ評議員会の意見を聞くことについては当学園寄附行為第21条(諮問事項)第1項第1号に規定しているほか、文部科学省担当官から説明を受けた「私立大学等の設置に係る寄附行為認可の審査の要点」にも記載されていることである。

当学園の平成21年度以前の事業計画及び予算に関する評議会及び理事会の開催順序については、寄附行為規定のとおり評議員会を先に、理事会を後に実施していた。

しかるに、平成23年度予算及び事業計画に関する評議員会及び理事会開催に際しては、当学園会議開催の事務担

		<p>当者が、前記「私立大学等の設置に係る寄附行為認可の審査の要点」第5項管理運営体制、管理運営状況、事務処理状況（2）項管理運営状況、事務処理状況＜最近の指摘例＞ウ項の記載内容を、理事会を先に、評議員会を後に開催するものと錯誤し開催してしまった。</p> <p>当学園は、学園又は学校の意思及び行為を決定する必要があると予測される案件については、予め、理事会等開催前に「学校法人タイケン学園稟議規程」第3条（ウイクリーミーティング）に規定する常勤理事、常勤評議員その他理事長が指名した非常勤理事、監事、及び非常勤評議員が出席して、毎週月曜日その内容についての意見交換等審議を実施している。平成23年度事業計画及び予算についても、平成23年3月7日、常勤評議員、常勤理事において審議しており、その内容は、当日出席できなかった理事、監事、及び評議員に報告している。</p> <p>しかしながら、ウイクリーミーティングの位置づけは、理事会、評議員会とは異なる審議の場である。従って、平成23年度事業計画及び予算に関しても評議員会、理事会において議決する必要がある、その開催順序は先ず、評議員会をしかる後に理事会を開催すべきであり、従って、開催順序が相違していた。</p> <p>学校法人タイケン学園としては、今回の事象を単に事務担当者の錯誤によるものだけに留めず、学園全般の事務処理、管理体勢の問題であることを認識し、以後は会議開催順序を含めた、理事会及び評議員会の適切な運営、開催を実施していく。（24）</p>	
<p>設置計画履行状況 調査時 (△△年△△月)</p>	<p>該当なし</p>		

設置計画履行状況 調査時 (□□年□□月)	該当なし		
設置計画履行状況 調査時 (●●年●●月)	該当なし		

- (注) ・ 「認可時」には、当該大学等の設置認可時に付された留意事項（学校法人の寄附行為又は寄附行為変更の認可の申請に係る留意事項を除く。）と、それに対する履行状況等について、具体的に記入し、報告年度を（ ）書きで付記してください。
- ・ 「設置計画履行状況調査時」には、当該設置計画履行状況調査の結果、付された留意事項に対する履行状況等について、具体的に記入するとともに、その履行状況等を裏付ける資料があれば、添付してください。
 - ・ 定員管理に係る留意事項への履行状況は、指摘を受けた学科等についてのみ記入してください。
 - ・ 該当がない場合には、「該当なし」と記入してください。

7 その他全般的事項

<スポーツプロモーション学部 スポーツプロモーション学科>

(1) 設置計画変更事項等

認可時の計画	変更内容・状況、今後の見通しなど
①委員会 (1) 運営委員会 (2) 教務委員会 (3) 学生委員会 (4) 入試委員会 (5) キャリア開発委員会 (6) 倫理委員会 (7) 人事委員会 (8) 教材開発委員会 (9) 自己点検・評価委員会 (10) FD委員会 (11) 図書館委員会	①より役割分担を明確にし、業務を円滑にするため、広報委員会、社会貢献委員会、研究委員会を増設した。委員会構成は以下のとおりである。 (1) 運営委員会 (2) 教務委員会 (3) 学生委員会 (4) 入試委員会 (5) キャリア開発委員会 (6) 倫理委員会 (7) 人事委員会 (8) 教材開発委員会 (9) 自己点検・評価委員会 (10) FD委員会 (11) 図書館委員会 (12) 広報委員会 (13) 社会貢献委員会 (14) 研究委員会

- (注) ・ 1～6の項目に記入した事項以外で、設置認可時の計画より変更のあったもの（未実施を含む。）及び法令適合性に関して生じた留意すべき事項について記入してください。
 ・ 認可申請書の「設置の趣旨等を記載した書類」の項目に沿って作成し、それ以外の事柄については適宜項目を設けてください。（記入例参照）

(2) 教員の資質の維持向上の方策（FD活動含む）

① 実施体制 a 委員会の設置状況 ◆FD委員会 開校当初は教授会の中でその業務を行っていたが、平成24年5月からは独立した委員会として活動する。 ◆自己点検・評価委員会 開校当初は教授会の中でその業務を行っていたが、平成24年5月からは独立した委員会として活動する。 b 委員会の開催状況（教員の参加状況含む） ◆FD委員会 第1回 平成24年4月17日（出席15名、欠席0名） ◆自己点検・評価委員会 第1回 平成24年4月17日（出席15名、欠席0名） c 委員会の審議事項等 ◆FD委員会 第1回 活動スケジュール、活動内容 ◆自己点検・評価委員会 第1回 活動スケジュール、活動内容 ② 実施状況 a 実施内容 ◆FD委員会 FD研修実施の準備 新任教員の研修会（平成24年4月3～4日） ◆自己点検・評価委員会 授業方法、レポート添削指導方法の研修会（平成24年4月17日） 講義の公開による相互評価（平成24年4月16～17日）
--

b 実施方法

◆FD委員会

研修内容の調整

グループ校・法人の講師等9名による講義・演習

◆自己点検・評価委員会

面接、印刷教材授業の効果的な運用についての研究

講義の撮影を基にした効果的な授業運営についての研究

c 開催状況（教員の参加状況含む）

新任教員の研修会：参加4名

授業方法、レポート添削指導方法の研修会：参加1-4名

講義の公開による相互評価：参加5名

d 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

新任研修会参加者には、研修内容を踏まえたレポート課題の提出を義務付けている。提出されたレポートは集計され、その要旨を作成し、各教員及び職員に回覧し、課題を共通認識させることで、授業改善へ繋げるよう取り組んでいる。今年度は開校初年度につき、FD委員会、自己点検・評価委員会共に、活動の進展に伴い、随時、授業改善へ繋げることとする。

③ 学生に対する授業評価アンケートの実施状況

a 実施の有無及び実施時期

今年度が開校初年度であり、現時点では実施に至っていない。

b 教員や学生への公開状況、方法等

今年度が開校初年度であり、現時点では実施に至っていない。

(注)・「①a 委員会の設置状況」には、関係規程等を転載又は添付すること。

「②実施状況」には、実施されている取組を全て記載すること。(記入例参照)

(3) 自己点検・評価等に関する事項

① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見

設置の趣旨・目的は、入学式後に行なったガイダンス（平成24年4月13日）と初学教育（4月16～17日）により、学生へ周知することができた。また、設置計画を遂行し、4年制大学に相応しい教育研究活動を行う。

② 自己点検・評価報告書

a 公表（予定）時期

・平成25年3月1日 公表

b 公表方法

・今年度が開校初年度であり、現時点では実施に至っていない。
公表方法はホームページ上を予定。

③ 認証評価を受ける計画

・完成年度以降、3年以内に評価期間の評価を受ける予定である。
また、評価項目を基にして、自己点検を行うべく、自己点検・評価委員会にて準備を進める。

(注) ・ 設置認可時の計画の変更（又は未実施）の有無に関わらず記入してください。

また、「① 設置の趣旨・目的の達成状況に関する総括評価・所見」については、できるだけ具体的な根拠を含めて記入してください。

なお、「② 自己点検・評価報告書」については、当該調査対象の組織に関する評価内容を含む報告書について記入してください。

(4) 情報公表に関する事項

○ 設置計画履行状況報告書

a ホームページに公表の有無

(有 ・ 無)

b 公表時期（未公表の場合は予定時期）

(平成24年7月1日)

日本ウェルネススポーツ大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、日本ウェルネススポーツ大学学則第3条の規定に基づき、大学設置基準第25条の3の趣旨に沿い、日本ウェルネススポーツ大学（以下「本学」という。）において、本学の教育理念の実現に合致するよう教育内容等の改善を組織的に推進するために設けるファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）推進委員会（以下「委員会」という。）の構成、役割及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 学長が委嘱する委員 若干名

2 委員長は、学長とする。

3 第1項第4号の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項について審議するとともに、関係方面との連絡調整を行って本学のFD活動が持続的に推進されるよう努めるものとする。

- (1) FD活動の企画立案
- (2) FD活動の実施計画の立案
- (3) FD活動の評価
- (4) FD活動に関する情報の収集と提供
- (5) その他、FDに関する事項

(委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長を務める。

2 委員長に事故ある場合は、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

3 委員長は、必要と認めた場合、委員以外の者を出席させることができる。

4 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数の賛成によって決し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(教授会等への報告)

第5条 議長は、本委員会の決定事項について教授会に報告する。

(庶務)

第6条 本委員会の庶務は、教務課において処理する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

日本ウェルネススポーツ大学自己点検・評価委員会規程

(趣旨)

第1条 日本ウェルネススポーツ大学学則第2条第2項の規定に基づき、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 自己点検・評価実施計画を作成すること
- (2) 自己点検・評価を実施し、その結果を学長に報告すること
- (3) 自己点検・評価に関する年次報告書を作成し、公表すること
- (4) その他自己点検・評価に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する委員長
 - (2) 学長が指名する者若干名
 - (3) 教授会で選出された教員2名
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(自己点検・評価項目)

第6条 委員会は、次に掲げる事項につき点検・評価を行う。

- (1) 大学の理念・目的
- (2) 教育・研究組織
- (3) 入試（学生の受入れ）
- (4) 教育課程
- (5) 教員組織及び教育研究活動
- (6) 校地・施設・設備
- (7) 図書館
- (8) 学生生活
- (9) 進路・就職
- (10) 社会・国際交流
- (11) 管理・運営
- (12) 事務組織
- (13) 財政
- (14) 自己点検・評価の組織
- (15) その他必要な事項

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。